

届出対象行為の種類と規模・要件

【参考資料】

	分類	行為の種類	規模・要件	
1	建築物	新築、増築、改築、 外壁の変更	高さ15mを超えるもの 延べ床面積が1,000㎡以上のもの	
2	工作物	新設、増築、改築、 外観の変更	①垣、さく、擁壁等	高さ3mを超えるもの
			②公共用歩廊等 ③橋梁等	長さ20mを超えるもの
			④煙突、排気塔等 ⑤電柱、街路灯 ⑥送電鉄塔等 ⑦高架水槽等 ⑧観覧車等 ⑨風力発電設備	高さ15mを超えるもの
			⑩コンクリートプラント等 ⑪自動車車庫等	高さ15mを超えるもの
			⑫貯槽施設 ⑬ごみ焼却場	築造面積が、 1,000㎡以上のもの
			上記以外	高さ15mを超えるもの
3	地上に設置する 太陽光発電設備	新築、増築、改築、 外観の変更	設置する区域の敷地面積が1,000㎡以上のもの	
4	開発行為	都市計画法第4条 第12項に規定する 開発行為	開発面積が1,000㎡以上のもの	
5	土石の採取等	土地の開墾、土石の 採取、鉱物の掘採、 その他の土地の形質 の変更	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
6	木竹の伐採	木竹の伐採	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
7	屋外における物件の 堆積	屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
8	特定照明	ライトアップ等	照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更 で届出の対象となる規模の建築物及び工作物に設置 される投光器、サーチライト、スポットライト、 レーザーその他これらに類するもの及び同敷地内に 設置される投光器等	